

刑法の一部を改正する法律案要綱

第一 危険運転致死傷

一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十年以下の懲役に、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとし、その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とすること。(第二百八条の二第一項関係)

二 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、一と同様とするものとし、赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とすること。(同条第二項関係)

第二 刑の裁量的免除

自動車を運転して第二百十一条前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができるとすること。(第二百十一条第二項関係)

第三 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとする。(附則第二条関係)

三 関係法律につき所要の改正を行うこと。(附則第三条及び第四条関係)